

地域リハビリテーション支援拠点 報酬について

各種介護サービス 生活機能向上連携加算

	介護予防訪問サービス (市独自)	介護予防短時間通所サービス (市独自)	介護予防通所サービス (国基準)	居宅介護サービス等 (国制度)
単位数	(I) 100 単位 / 3月 (II) 200 単位 / 月 (A) 150 単位 / 3月 (B) 250 単位 / 月 (C) 350 単位 / 月	(I) 100 単位 / 3月 (II) 200 単位 / 月 (A) 150 単位 / 3月 (B) 250 単位 / 月 (C) 350 単位 / 月 ※運動機能向上加算算定の場合は単位が異なる	(I) 100 単位 / 3月 (II) 200 単位 / 月 ※個別機能訓練加算算定の場合は100単位	
算定期間	(I) 初月の1か月のみ / 3月・更新可 (II) 最大3か月・更新可 (A) 初月の1か月のみ / 3月・更新不可 (B) (C) 最大3か月・更新不可		(I) 初月の1か月のみ / 3月・更新可 (II) 最大3か月・更新可	
対象者	(I) (II) 全利用者 (A) (B) (C) 新規利用者、退院・退所者 ※地域リハビリテーション支援拠点は、新規利用者や退院・退所者の方を対象として支援		(I) (II) 全利用者	
算定要件	(I・A) リハビリテーション専門職 (以下「リハ職」という) による助言 (II・B) リハ職との同行訪問かカンファレンスによる助言 (C) ケアマネを含めた3者訪問かカンファレンスによる助言		(I) リハ職による助言 (II) リハ職との同行訪問かカンファレンスによる助言	

※200床以上の病院 (川崎協同病院は (I) (II) の算定は不可、(A) (B) (C) の算定は可能。)

生活機能連携向上加算の対象サービス

(A) (B) (C) (I) (II) の算定が可能な事業所

1	介護予防訪問サービス (市独自)
2	介護予防短時間通所サービス (市独自)

(I) (II) のみ算定が可能な事業所

1	訪問介護 (ホームヘルプ)
2	通所介護 (デイサービス)、地域密着型通所介護
3	認知症対応型通所介護
4	短期入所生活介護 (ショートステイ)
5	特定施設入所者生活介護 (介護付有料老人ホームなど)、地域密着型特定施設入居者生活介護
6	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
7	小規模多機能型居宅介護
8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
9	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
10	介護予防通所サービス (国基準)

確認フロー

